

ケーブルテレビ工事技能者資格認定事業の廃止 並びに 関連措置のお知らせ

「ケーブルテレビ工事技能者資格認定制度」による事業は、平成 10 年に開始され、当協会の会員会社の方や、その他の多くの方々が、受講・受験され、資格を取得されました。

その後、発足当時と比べ施工技術の進歩・多様化や、世の中の情勢やニーズが変化し、受講・受験者の減少など、制度を巡る諸条件が制度創設当初から変化し、これ以上の事業の継続が困難になってきました。その結果、当協会では次に掲げる方針を打ち出し、平成 18 年度から実施しています。

- 1 . ケーブルテレビ工事技能者資格認定事業は、全ての資格保有者の資格有効期間が満了する平成 23 年度をもって廃止します。
- 2 . 当制度に基づく講習・試験の実施及び資格更新業務は、平成 18 年度末で終了しました。
- 3 . 事業廃止に伴い、資格保有者に配慮して、次の措置を講じます。
 - (1) 資格保有者には、従来 of 技能者証に加えて、当協会の「ケーブルテレビ工事技能者資格認定試験」に合格し、資格を取得した事実を証する「資格取得証明書」を平成 19 年度に発行します。
 - (2) 「NPO 法人 高度情報通信推進協議会 (ICPC)」が認定する「情報ネットワーク施工プロフェッショナル資格 (iNIP 資格)」の「Bronze 資格」又は「Silver 資格」を、資格保有者が容易に取得できるよう協会が希望者に対し、ICPC に斡旋します。

iNIP 資格に関しては、次の ICPC のホームページをご参照下さい。

URL : <http://www.b2every1.org/inip/>

斡旋資格は次の通りです。

)「光ケーブル接続作業」、「同軸ケーブル接続作業」、「宅内作業」の内、いずれかの 1 資格を保有する資格保有者には試験全免除で「Bronze 資格」の取得を斡旋します。斡旋の実施は、平成 18 年度分は終了しましたが、平成 19 年度分の受付は 8 月 20 日から 9 月 20 日を予定しています。

) 前記 3 資格の内、少なくとも 2 資格を保有する資格保有者には実技試験免除で、「Silver 資格」の取得を斡旋します。

斡旋の実施は、平成 19 年 6 月 1 日から 6 月 30 日の受付を予定しています。